

平成十四年七月二十四日提出
質問第一五三号

教育委員会主催の政治的内容をもつ行事を学校の授業として行うことが教育基本法に違反する
疑いがあることに關する質問主意書

提出者 金子哲夫

教育委員会主催の政治的内容をもつ行事を学校の授業として行うことが教育基本法に違反する

疑いがあることに関する質問主意書

教育委員会主催の政治的内容をもつ行事を学校の授業として行い、これに生徒を参加させることは、教育基本法第8条第2項に違反する疑いがあると思われるので、次の事項について質問する。

一 一政党の議員が他の政党の役員名を示しながら批判するような講演を授業として行うことは、「法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない」と定める教育基本法第8条第2項に反することにはならないか。

二 教育委員会が主催した行事に特定の政党を支持または反対するような内容がある場合、学校が授業の環境として参加をすることは可能か。また、参加をした場合、教育基本法第8条第2項に反することにはならないか。

三 特定の政党を支持または反対するような内容の授業を学校が行った場合、これは学習指導要領で定められた授業としてカウントできるか。

右質問する。